

議案第23号

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年3月12日

三朝町長 吉田秀光

平成16年3月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例（昭和50年三朝町条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第1条～第8条 略	第1条～第8条 略
(報酬) 第9条 指導員の報酬は、年額 <u>46,000</u> 円とする。	(報酬) 第9条 指導員の報酬は、年額 <u>48,200</u> 円とする。
(費用弁償) 第10条 指導員が第5条第6号の職務に従事したときは、費用弁償として勤務1回につき <u>4,300</u> 円を支給する。	(費用弁償) 第10条 指導員が第5条第6号の職務に従事したときは、費用弁償として勤務1回につき <u>4,500</u> 円を支給する。
2 略	2 略
第11条以下 略	第11条以下 略

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。